

雑草除去委託制度のお知らせ

あき地の所有者の方へ

現在牛久市で行っている「あき地の雑草除去委託制度」のご案内と加入のお願いをいたします。

この制度は雑草の繁茂を防止し、周辺環境を改善するため、雑草除去の年間委託料を前払いしていただき、当市と協定を結んでいる市内の専門業者に除草を依頼するものです。除草作業は年2回（6月・10月）を予定しており、除草完了後に、除草前と後の写真を添付した通知書をお送りいたしますので、除草の確認を簡単に行うことができます。

制度の趣旨をご理解いただき、市に委託を希望される方は、下記問い合わせ先までご連絡ください。

※草の種類（笹竹、シノ竹、樹木）、土地の状態（法面、不法投棄物、石等）によってはお引き受けできない場合もあります。

【参考】令和8年度価格 1㎡あたり124円＋消費税（年間2回刈）

「牛久市雑草除去委託制度の仕組み」

※価格は毎年度変更する可能性があります。



【参考】通知書に添付する除草前後の写真



お問い合わせ先:牛久市環境政策課 TEL 029-873-2111(内線)1561~1563
e-mail:kanky@city.ushiku.ibaraki.jp